

船舶事故等調査報告書

平成22年10月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第106号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年6月18日 04時15分ごろ	
発生場所	福岡県北九州市藍島北方沖 大藻路岩灯標から真方位152°950m付近（概位 北緯34°00.1′ 東経130°49.0′）	
事故等調査の経過	平成22年7月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 ^{とよふく} 豊福丸、4.0トン	
船舶番号、船舶所有者等	F03-31499（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	船底破口、プロペラ翼曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、約5ノットの対地速力で藍島北方沖を北北西進中、平成22年6月18日04時15分ごろ、浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：波 なし、潮汐 下げ潮の初期	
その他の事項	本事故当時の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.0mであった。 本事故発生場所の水深は、1m未満であった。 船長は、本事故発生場所付近が浅いことを知っていた。 本船は、レーダーを装備していなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、藍島北方沖を北北西進中、船長が、目視のみで見張りをし、岩や波を認めたとき、それらを避ければ乗り揚げることはないものと思い、GPSプロッターを使用して船位の確認を適切に行わなかったことから、陸岸に接近して浅所に乗り揚げた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、藍島北方沖を北北西進中、船位の確認を適切に行わなかったため、陸岸に接近して藍島北方沖の浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	